

令和6年度 福生市 幼児教育・保育の無償化 ガイドブック



子育てするならふっさ
応援キャラクター「こぶくちゃん」

「子育てするなら ふっさ情報サイト「こぶくナビ」」は市ホームページの子育て特設サイトを令和3年10月1日にリニューアルし、スマートフォンからも利用しやすくなりました。

「福生市 LINE 公式アカウント」については、いつでも・どこでも、子育て分野の手続きなどに関する質問することができます。友達追加を行い、福生市公式アカウントをぜひご利用ください。



子育てするならふっさ情報サイトこぶくナビ



福生市 LINE 公式アカウント



お問い合わせ先

福生市役所 子ども家庭部 子ども育成課保育・幼稚園係（市役所 1 階 8 番窓口）

TEL 042-551-1780（直通）

A large rectangular area with a light green background and rounded corners, containing horizontal dotted lines for writing.

目次

1. 保育所、認定こども園、地域型保育園入園の申込受付について	4
2. 幼児教育・保育の無償化について	5
3. 幼児教育・保育所等の概要	6
4. 支給認定区分、利用可能な施設等	8
5. 保育を必要とする事由について	10
6. 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）への入園について	12
7. 保育所・認定こども園（保育所部分）への入園・地域型保育の利用について	13
8. その他の保育サービスについて	16
9. 就学前障害児の発達支援について	17
10. 施設一覧	18
11. 保育所等の利用に関する Q&A	19

1

保育所、認定こども園、地域型保育 入園の申込受付について

令和6年4月1日からの保育所、認定こども園、地域型保育入園の申込受付についてご紹介します。

事項	令和6年4月1日入園の場合	年度途中入園の場合 (毎月1日付入園)
入園空き状況 の公表時期	——	毎月10日頃に翌月の入園空き状況を市ホームページ及び窓口で公表します。
申込時期	<p>【窓口の場合】</p> <p>1次募集：令和5年11月15日（水）～ 11月28日（火）</p> <p>2次募集：令和6年1月12日（金）～ 1月18日（木）</p> <p>【郵送申請・電子申請（ぴったりサービス）の場合】</p> <p>1次募集：令和5年11月15日（水）～ 11月21日（火）</p> <p>2次募集：令和6年1月12日（金）</p> <p>※2次募集は受入可能な保育園がある場合のみ実施します。</p> <p>※入所内定者の辞退等が発生した際、3次募集を行う可能性があります。その場合、HP等でお知らせいたします。</p>	<p>入園希望月の前月15日まで (日曜日・祝日の場合はその前日)</p> <p>※郵送申請・電子申請（ぴったりサービスの）の場合は申込期限が異なります。詳細は「受付場所・時間」をご覧ください。</p>
受付場所・時間	<p>【窓口の場合】 ●子ども育成課保育・幼稚園係窓口（市役所1階8番窓口） 月曜日～土曜日（8時30分～17時00分）</p> <p>※祝日を除く</p> <p>※土曜日の12時00分～13時00分は受付しておりません。</p> <p>※水曜日は19時30分まで受付をしています。</p> <p>【郵送申請・電子申請（ぴったりサービス）の場合】</p> <p>申込期限の5日前必着（利用希望月の前月10日必着） (電子申請の場合、申請日で判断します)</p> <p>※10日が土曜、日曜または祝日等で閉庁の場合、直前の開庁日までが締め切りです。</p>	
結果発表	<p>1次募集：1月中旬頃、結果発送予定です。</p> <p>2次募集：2月中旬頃、結果発送予定です。</p> <p>※3次募集を行った場合、結果については3月上旬頃、結果発送予定です。</p>	<p>入園希望月の前月下旬頃に発送予定です。</p>
	<p>※結果発送は申請初月のみとなります。 入園保留となった場合は、その後、入園可能になった月に改めて通知いたします。</p> <p>※利用調整の結果については、市から文書で通知します。 発送日及び利用調整の結果のお問い合わせには、電話でのお答えはできません。</p>	

※幼稚園については各園にお問い合わせください。

2

幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタート

幼児教育・保育の無償化制度の概要についてご紹介します。

制度の概要

・幼稚園、保育所、認定こども園等

利用料の詳細は12～13ページ参照

- ① 3～5歳児クラスまでの児童の利用料が無償
(一部の幼稚園については、月額上限2万5,700円までが無償です。)
- ② 0～2歳児クラスまでの児童は、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償
- ③ 地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償
※令和5年10月からは都の制度により、保育所、認定こども園(保育認定)、地域型保育においては0～2歳児クラスの児童の利用料について、住民税課税世帯であっても第2子以降は全額免除となります。



・幼稚園の預かり保育

利用料の詳細は12ページ参照

- ① 無償化の対象は「保育を必要とする事由」に該当した場合
- ② 利用日数に応じて、最大月額1万1,300円(日額450円)まで(満3歳児の児童は、住民税非課税世帯を対象として、最大月額1万6,300円(日額450円)まで)の範囲で預かり保育の利用料が無償
※令和5年10月からは都の制度により、満3歳児の児童の預かり保育の利用料について、住民税課税世帯であっても第2子以降の児童は無償となります。



・認可外保育施設等

利用料の詳細は16ページ参照

- ① 無償化の対象は「保育を必要とする事由」に該当した場合
- ② 3歳から5歳児クラスまでの子どもたちは月額3万7,000円まで、0歳から2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4万2,000円までの利用料が無償
- ③ 一時預かり事業、病児・病後時保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も対象

・就学前の障害児の発達支援

利用料の詳細は17ページ参照

- ① 就学前の障害児の発達支援を利用する3歳から5歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無償

無償化(施設等利用給付認定)の申請に必要なもの

●印の書類は必ず提出、■印の書類はいずれか1つ提出してください

保護者の状況	就労	疾病	障害	看護・介護	出産	就学・職業訓練	求職活動
必要書類							
就労証明書	●						
医師の診断書		●		■			
障害者手帳等			●	■			
介護保険証				■			
母子健康手帳					●		
在学証明書 時間割表等カリキュラム						●	
求職活動報告書							●

(1) 「施設等利用給付認定申請書」(A4両面1枚)

(2) 保護者(父・母等)の保育を必要とする事由を確認できる書類

※幼稚園の預かり保育・認可外保育施設等の利用者のみ。

●保護者の分すべて(父母両方)提出が必要です。

●兄弟姉妹が同時に申込みされる場合は、(1)、(2)いずれも1部の提出で差し支えありません。

3

幼児教育・保育所等の概要

主な幼児教育・保育所等について、概要をご紹介します。

幼稚園概要

幼稚園

小学校以降の教育の基礎をつくるための学校です。

利用時間

昼過ぎ頃までの教育時間に加え、園により午後や夏休みなどの長期休業中の預かり保育などを実施。

利用対象

制限なし

3～5 歳

認定こども園概要

認定こども園

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。



0～2 歳

利用時間

夕方までの保育のほか、園によっては延長保育を実施。

利用対象

共働き、親の介護などの事情で、家庭でお子さんを保育できない保護者



3～5 歳

利用時間

昼過ぎ頃までの教育時間に加え、保育を必要とする場合は夕方までの保育を実施。園によっては延長保育を実施。

利用対象

(幼稚園部分)
制限なし
(保育所部分)
共働き、親の介護などの事情で、家庭でお子さんを保育できない保護者

0～5 歳

保育所概要

保育所 仕事などを理由に家庭で保育できないお子さんを預かる児童福祉施設です。

利用時間 夕方までの保育のほか、施設によっては延長保育を実施。

利用対象 共働き、親の介護などの事情で、家庭でお子さんを保育できない保護者

0～5 歳

地域型保育概要

地域型保育 少人数（原則 20 人未満）で、0～2 歳のお子さんを保育する事業です。

利用時間 夕方までの保育のほか、施設によっては延長保育を実施。

利用対象 共働き、親の介護などの事情で、家庭でお子さんを保育できない保護者

0～2 歳

4つの タイプ

①家庭的保育

1～5 人のお子さんを保育者の居宅や施設で保育する事業です。

②小規模保育

6～19 人のお子さんを保育者の居宅や施設で保育する事業です。

③事業所内保育

会社の事業所の保育所等で、従業員のお子さんと地域のお子さんを一緒に保育する事業です。

④居宅訪問型保育

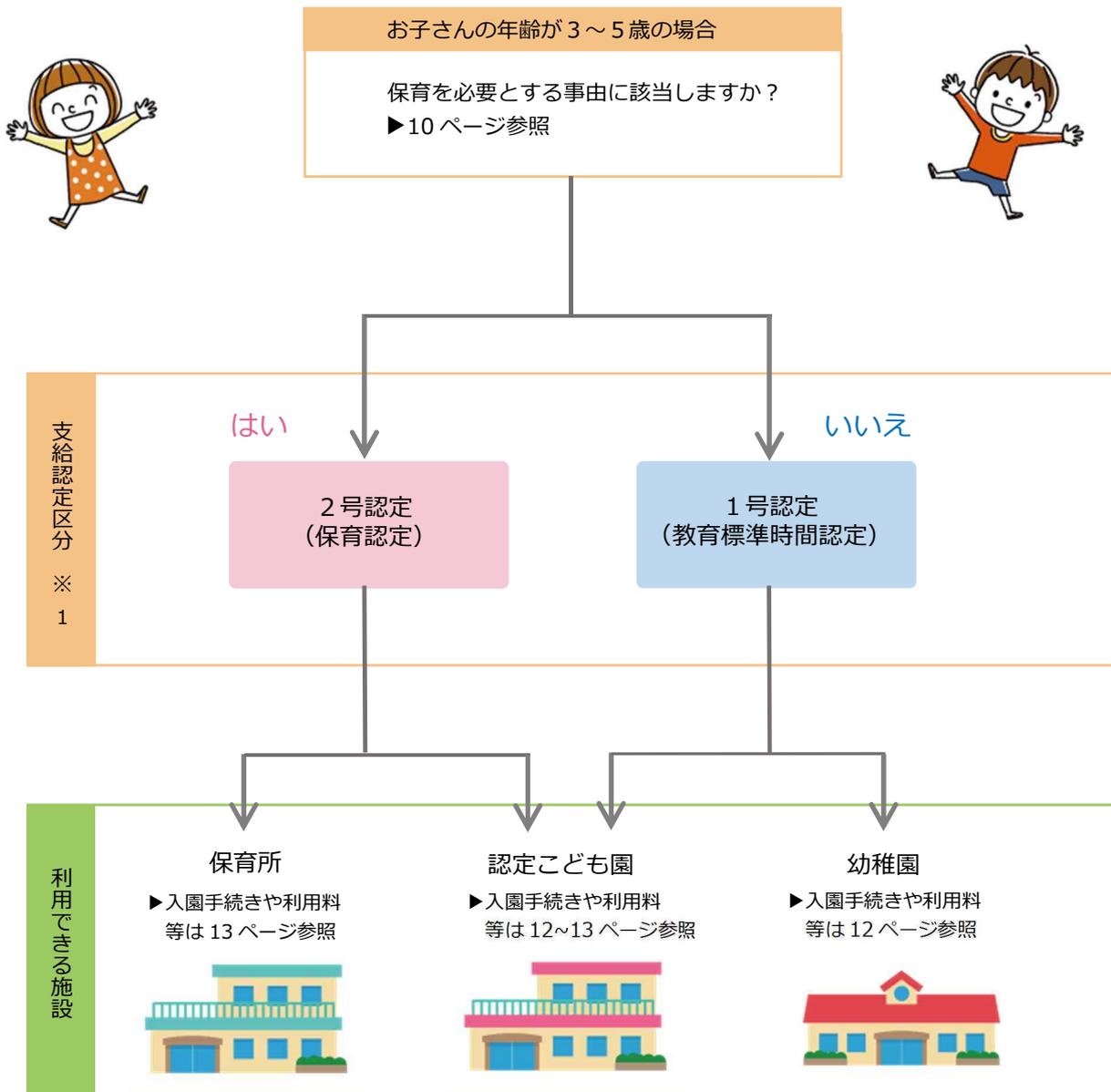
保育を必要とするお子さんの居宅で、1対1で保育を行う事業です。

4

支給認定区分・利用可能な施設等 (幼児教育を希望する場合を含む)

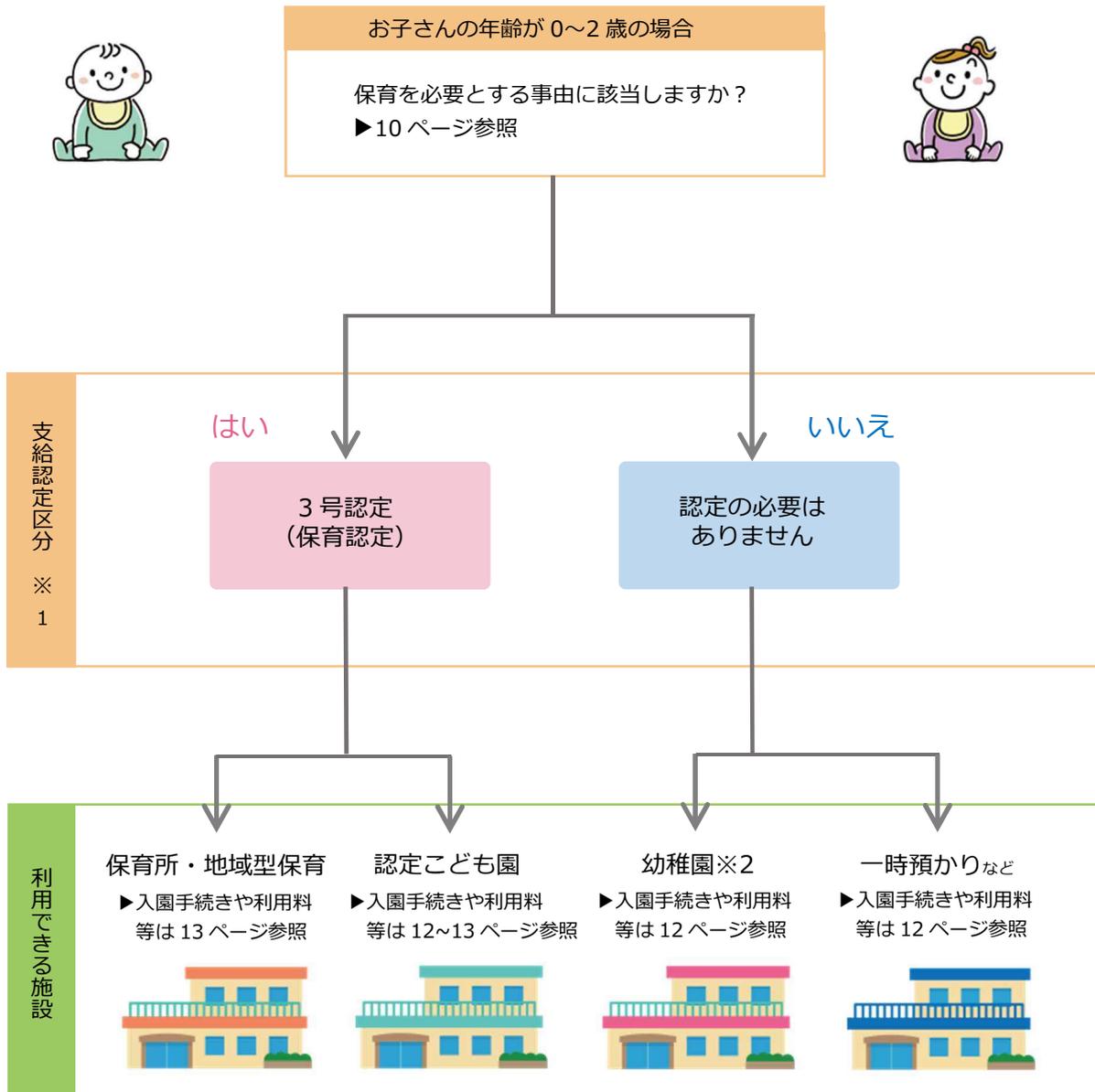
施設などの利用を希望する場合は、お住まいの市町村から利用のための認定を受ける必要があります。

認定区分と利用可能施設を確かめましょう！



※1 支給認定区分の詳細 ▶11ページ参照
幼稚園の場合は、支給認定区分を必要としない施設もあります。

認定区分と利用可能施設を確かめましょう！



その他の保育サービス

一時預かり、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター、認可外保育所等
▶サービスの概要や利用料等は 16 ページ参照

- ※ 1 支給認定区分の詳細 ▶11 ページ参照
幼稚園の場合は、支給認定区分を必要としない施設もあります
※ 2 満 3 歳児クラスなどがある幼稚園が該当

5

保育を必要とする事由について

保育所等への入園、認可外保育所等の利用を希望する方

保育所等に入園するには、保護者が次のいずれかの事由に該当する保育認定が必要です。
また、**認可外保育所等の利用について、無償化の対象となるには、同様の認定が必要です。**

保育を必要とする事由	保育必要量	状況等
就労	月平均就労時間 120 時間以上・標準時間 48 時間以上~120 時間未満・短時間※	週 3 日以上かつ 1 日 4 時間以上の就労を常態としている場合に限る。 ※月平均就労時間 120 時間未満であっても、勤務の始業時間又は終業時間（始業時間前又は就業時間後の準備時間 30 分及び通勤時間（片道）を含む。）が保育所等の定める保育短時間の保育時間を超えるときは標準時間認定となる。
育児休業	短時間	育児休業対象児が、1 歳の誕生日を迎える年度の終わりまでの期間が対象（育児・介護休業法に定める育児休業が対象） ※他の要件で入園した子が継続する場合（転園を希望する場合を含む）に限る。
出産	標準時間	※出産予定月とその前後 2 か月間の計 5 か月間 （多胎児の場合は、出産予定月とその前後 3 か月間の計 7 か月間）
病気・けが	標準時間・短時間	入院・自宅療養中（1 か月以上治療を要する）
障害	標準時間・短時間	身体障害者手帳（1～4 級）・精神障害者保健福祉手帳（1～3 級）・愛の手帳（1～4 度）を所持している
看護・介護	看護、介護の状況等により判定	看護・介護が必要な期間
災害復旧	標準時間	災害復旧期間中
求職活動	短時間	求職活動中（入園後 3 か月間）
就学・職業訓練校	就学時間により判定	在学期間中（週 3 日かつ 1 日 4 時間以上）
要支援家庭	標準時間	児童虐待・配偶者の暴力等のおそれ又は養育能力の欠如等により保育ができない場合

- ① 発達等が気になる子どもの入園については、申し込み時に保育・幼稚園係に相談してください。
- ② 就労をしていますが、初めて申し込みをする入園希望月が出産予定月とその前後 2 か月間の計 5 か月間（多胎児の場合は、出産予定月とその前後 3 か月間の計 7 か月間の場合、保育の必要な事由は「出産」となります。
- ③ 認可外保育施設等（認定を受ける必要のない幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育所等、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業）の利用については、保育必要量の認定はありません。

支給認定区分

支給認定区分	年齢	利用できる施設	利用できる時間※
1号認定	3～5歳	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）	教育標準時間（4時間）
2号認定	3～5歳	保育所 認定こども園（保育園部分）	保育標準時間（11時間）
			保育短時間（8時間）
3号認定	0～2歳	保育所 認定こども園（保育園部分） 地域型保育	保育標準時間（11時間）
			保育短時間（8時間）

※利用できる時間については、保育を必要とする事由によって異なります。

詳細については、10ページを御覧ください。

認定有効期間について

支給認定区分	有効期間※	備考
1号認定	効力発生日から小学校就学の始期に達する前日まで	
2号認定	効力発生日から小学校就学の始期に達する前日まで	2号認定及び3号認定は、「保育を必要とする事由」により、有効期間が異なります。
3号認定	効力発生日から満3歳に達する日の前日まで	

※有効期間を過ぎた場合には支給認定が失効しますので、保育所等を利用している場合は退園となります。

失効後、保育所等の利用を希望する場合は、再度の申請が必要となります。申請後、入園選考を経てからの再入園となりますので、これまでの保育所等を継続的に利用できるとは限りません。

※預かり保育料の無料化を利用したい住民税課税世帯の第2子以降の子どもについては、他の認定が必要となります。詳しくは、保育・幼稚園係へお問い合わせください。

6

幼稚園・認定こども園 (幼稚園部分) への入園について

■ 認定（教育・保育給付認定）を受ける必要のある幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）

入園資格	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内に居住し、住所を有している3歳児から5歳児まで（令和6年4月1日の時点の年齢） ● 3歳児：令和2年4月2日から令和3年4月1日生まれ ● 4歳児：平成31年4月2日から令和2年4月1日生まれ ● 5歳児：平成30年4月2日から平成31年4月1日生まれ <p>※満3歳児クラス（3歳の誕生日を迎えた時点で、翌年4月を待たずに入園できるクラス）の設定がある幼稚園もあります。</p>
入園手続きの流れ	<ul style="list-style-type: none"> ● 受付期間、手続きなど全般は、各園で異なりますので、利用を希望する園にお問い合わせください。
利用料	<ul style="list-style-type: none"> ● 満3歳から5歳児（小学校就学前）までのお子さんを対象に、基本的な利用料（保育料）の利用者負担額は無償となります。 ● 上記利用料とは別に、幼児教育に係る別途費用、通園送迎費、副食（おかず等）費などは、これまでどおり保護者の負担となります。 ● 年収が360万円未満相当世帯の子ども、第3子以降の子どもは副食（おかず等）費が免除となります。（下表参照） ● 詳細は、各園にお問い合わせください。
預かり保育利用料	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育を必要とする事由に該当する認定（施設等利用給付認定）を受けている場合は、最大月額1万1,300円（日額450円）まで（満3歳児の子どもは、住民税非課税世帯を対象として、最大月額1万6,300円（日額450円）まで）の範囲で預かり保育の利用料が無償となります。 <p>※令和5年10月からは満3歳児の児童で住民税課税世帯であっても第2子以降の児童は市より保育の必要性等に係る確認を受けている場合は、無償となります。</p>

■ 認定（教育・保育給付認定）を受ける必要のない幼稚園

入園資格・手続きの流れ	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定（教育・保育給付認定）を受ける必要のある幼稚園と同様となります。
利用料	<ul style="list-style-type: none"> ● 満3歳から5歳児（小学校就学前）までのお子さんを対象に、入園料・保育料は月額2万5,700円まで無償となります。入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象です。 ● 通園送迎費や副食（おかず等）費などは、認定（教育・保育給付認定）を受ける必要のある幼稚園と同様となります。
預かり保育利用料	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定（教育・保育給付認定）を受ける必要のある幼稚園と同様となります。

副食費免除における多子計算の算定対象となる子どもの年齢制限

年収 360 万未満相当	年齢上限なし
年収 360 万以上相当	小学 3 年生以下

7

保育所・認定こども園（保育所部分）への入園、地域型保育の利用について

<h3>対象年齢</h3>	<ul style="list-style-type: none"> ● 0歳児：施設によって入園可能月齢が異なっています。 詳細については、令和6年度保育園入園のしおり 25ページをご覧ください。 ● 1歳児：令和4年4月2日から令和5年4月1日生まれ ● 2歳児：令和3年4月2日から令和4年4月1日生まれ ● 3歳児：令和2年4月2日から令和3年4月1日生まれ ● 4歳児：平成31年4月2日から令和2年4月1日生まれ ● 5歳児：平成30年4月2日から平成31年4月1日生まれ
<h3>入園手続きの流れ</h3>	<ol style="list-style-type: none"> ① 必要に応じて、申込みを希望される保育園に問い合わせるか、見学を行ってください。（「子育てするなら ふっさ情報サイト「こふくナビ」または公式アプリ「ふくナビ」より「保育園一覧」内の保育園施設紹介動画もご活用ください。） ② 入園申込み等は、子ども育成課保育・幼稚園係（福生市役所1階8番窓口）で受付します。 郵送申請・電子申請（ぴったりサービス）でも受付します。 ③ 認定審査・利用調整を行います。 ④ 結果通知、教育・保育給付認定決定通知書を発送します。 ⑤ 入園先が決定した方→入園説明会（面談・健康診断） 入園先が決まらなかった方→入園申込みは令和6年度中有効で、利用調整の対象となります。「保育の必要性」に変更が生じた場合は届出の必要があります。 ※ 詳しくは「令和6年度保育園入園のしおり」をご覧ください。
<h3>利用料</h3>	<ul style="list-style-type: none"> ● 3歳から5歳児までのお子さんを対象に、基本的な利用料（保育料）の利用者負担額は無償となります。 ● 0歳から2歳児までのお子さんは、住民税非課税世帯を対象として、基本的な利用料（保育料）の利用者負担額は無償となります。 ● お子さんが2人以上の世帯は、所得や第1子の子どもの年齢を問わず、0～2歳児クラスの児童の保育料について、全額免状となります。 ● 上記利用料とは別に、副食費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。 ● 年収が360万円未満相当世帯の子ども、全ての世帯の第3子以降の子どもは副食(おかず等) 費が免除となります。多子カウント方法が保育料と異なります。詳しくは、「こふくナビ」等をご覧ください。
<h3>延長保育</h3>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者の就労時間等の事情により、保育時間を延長できる保育所等があります。利用には別途、延長保育料が必要です。

入園申込みに必要なもの

- (1) 「教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書」(A4両面1枚)
- (2) 保護者(父・母等)の保育を必要とする事由を確認できる書類

●印の書類は必ず提出、■印の書類はいずれか1つ提出してください

保護者の状況	就労	疾病	障害	看護・介護	出産	就学・職業訓練	求職活動
必要書類							
就労証明書	●						
医師の診断書		●		■			
障害者手帳等			●	■			
介護保険証				■			
母子健康手帳					●		
在学証明書 時間割表等カリキュラム						●	
求職活動報告書(※)							●

※提出がない場合は減点されます。

●保護者の分すべて(父母両方)提出が必要です。提出されない場合、利用調整において不利になります。

●兄弟姉妹が同時に申込みされる場合は、(1)、(2) いずれも1部の提出で差し支えありません。

●既に入園している兄弟姉妹がいる方で、令和6年度現況届に「保育を必要とする事由を確認できる書類」を添付された方、すでに提出されている「保育を必要とする事由を確認できる書類」の証明日が、4月入所申込みの提出日以前より6か月以内の場合で内容に変更がないときは再提出は不要です。

●同居の65歳未満の祖父母(令和6年4月1日時点)がいる場合で就労等により保育を必要とする事由がある場合は、祖父母についても(2)の書類が必要です。提出されない場合、利用調整において調整指数で減点されます。

無償化の対象チェック!



いいえ

保育の必要性はありますか? (※)

※保育者の就労・疾病や介護等により家庭で保育できない状態であること。
詳しくは 10 ページ「5 保育を必要とする事由」を参照

はい

子どもが通っている施設は?

- ・新制度移行済み (★1) の公私立幼稚園
- ・認定こども園 (幼稚園部分)
- ・就学前障害児の発達支援制度施設
- ・新制度に移行していない私立幼稚園
- ・上記以外

子どもが通っている施設又は利用しているサービスは?

- ・保育所、認定こども園 (保育所部分)
- ・地域型保育 (小規模保育など)
- ・就学前障害児の発達支援制度施設
- ・認可外保育施設
- ・一時保育、病児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・新制度移行済み (★1) の公私立幼稚園
- ・認定こども園 (幼稚園部分)
- ・新制度に移行していない私立幼稚園
- ・企業主導型保育施設
- ・上記以外

無償化の期間



満 3 歳になった 最初の 4 月 1 日から 3 年間

※幼稚園利用者は入園できる時期に合わせて満 3 歳児からです。
※0~2 歳の住民税非課税世帯の子どもも対象です。

★1 平成 27 年 4 月からスタートした「子ども・子育て支援新制度」において、制度の実施主体となった市町村によって、教育・保育給付認定や利用者負担額 (保育料) が定められる園を指します。



1号認定 満3～5歳児 無償

3～5歳児 無償

新1号認定 満3～5歳児
月額2万5,700円まで無償

無償化の対象にはなりません



2号認定 3～5歳児 (住民税非課税世帯に限るが、**無償**)
3号認定 0～2歳児 都制度あり。詳細は5ページ

3～5歳児 無償

新2号認定 3～5歳児
月額3万7,000円まで無償

新3号認定 住民税非課税世帯の0～2歳児
月額4万2,000円まで無償

1号認定 満3～5歳児 無償

新2号認定 or 新3号認定 満3～5歳児
月額2万5,700円まで無償

標準的な利用料が無償

無償化の対象にはなりません

教育・保育給付認定	1号認定	2号認定	3号認定
対象児童	満3歳～就学前 (2号認定を除く)	満3歳～就学前 (保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども)	0歳～満3歳 (保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども)
認定期間	小学校就学前まで	小学校就学前まで (保育を必要とする事由により異なります)	満3歳の前日まで (保育を必要とする事由により異なります)
利用できる施設等	●幼稚園 (新制度移行園) ●認定こども園 (幼稚園部分)	●保育所 ●認定こども園 (保育所部分)	●保育所 ●認定こども園 (保育所部分) ●地域型保育事業等

子育てのための施設等利用給付認定	新1号認定	新2号認定	新3号認定
対象児童	満3歳～就学前 (新2号・新3号認定を除く)	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過～就学前 (保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども)	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子ども (保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども) 【住民税非課税世帯に限る】
認定期間	小学校就学前まで	小学校就学前まで (保育を必要とする事由により異なります)	満3歳に達する日以後最初の3月31日まで
利用できる施設等	●新制度未移行幼稚園	●認可外保育施設 ●預かり保育 (幼稚園・認定こども園等) 等	●認可外保育施設 ●預かり保育 (幼稚園・認定こども園等) 等

さらに

預かり保育を利用した場合

新2号認定 3～5歳児
月額1万1,300円 (日額450円) まで無償

新3号認定 住民税非課税世帯の満3歳児
月額1万6,300円 (日額450円) まで無償

※住民税課税世帯の満3歳児で第2子以降の子どもについては、市より保育の必要性等に係る確認を受けていれば、新3号認定と同様に無償となります。確認を受ける場合は、保育を必要とする事由が必要です。

さらに

- ・認可外保育施設
 - ・一時保育事業
 - ・病児保育事業
 - ・ファミリー・サポート・センター事業
- 新2号認定
新3号認定
を利用した場合

無償

※幼稚園の預かり保育実施時間などが少ない場合に、月額1万1,300円 (1万6,300円) から預かり保育の無償化対象を差し引いた額が無償となります。
※保育の必要性等に係る確認を受けている場合は、幼稚園型一時預かり事業の利用料のみ対象です。

8

その他の保育サービスについて

休日保育や一時預かりなど、様々な保育サービスについてご紹介します。詳細については「こふくナビ」等をご確認ください。

サービス名	概要
病児・病後児保育	<p>【病児保育】 お子さんが病気にかかり、保育園等に行くことができない時に、親に代わって保育士・看護師がお子さんをお預かりします。</p> <p>【病後児保育】 お子さんが病気の回復期にあり、まだ集団生活に戻るには心配、あと何日かどこかで見てほしい、そんなお子さんをお預かりします。</p>
休日保育	休日に保護者が仕事などで、家庭で保育をすることが困難な場合にご利用できます。
年末保育	保育園が休園となる12月29日から31日までの期間で、保護者が仕事などの理由により、家庭で保育できない場合に、お子さんをお預かりします。
一時預かり	保護者が病気や心身のリフレッシュなどで、一時的に家庭で保育をすることが困難な場合にご利用できます。
認証保育所利用助成事業	認可保育園に入園した場合の保育料と、認証保育所に支払った保育料との差額を福生市が毎月認証保育所へ支払うことで、利用者は認可保育園と同じ保育料で認証保育所を利用できます。また、入園料も助成します。
ベビーシッター利用支援事業	お子さんが認可保育園等に入園できるまでの間、その代わりとして、東京都の認定を受けたベビーシッター事業者を利用する場合の利用料の一部を補助します。
幼稚園における2歳児定期利用保育（聖愛幼稚園ナースリールーム）	<p>保育が必要な満2歳のお子さんを幼稚園（聖愛幼稚園）で保育することができます。幼稚園では預かり保育を実施しているため、3歳以降も継続して利用することができます。</p> <p>住民税非課税世帯と住民税課税世帯の第2子以降については、月額4万2,000円まで預かり保育料が無償化の対象となります。ご利用の際は保育・幼稚園係にお問合せください。</p>
認可外保育施設	<p>保育園や幼稚園に入れなかった場合であっても、「保育の必要性の認定」があれば、認可外保育施設を無償（上限あり）で利用できます。利用する施設によって手続きが必要となる場合がありますので、ご利用の際は保育・幼稚園係にお問合せください。</p> <p>【4月1日現在の年齢】（無償化の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●3～5歳（月額3万7,000円までの利用料を無償化・所得制限なし） ●0～2歳（月額4万2,000円までの利用料を無償化・非課税世帯のみ） <p>【利用できる認可外保育施設】（上限までなら複数利用可能） 認証保育所、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センターの預かり事業、ベビーシッター、その他各種認可外保育施設（ただし、一定の基準を満たしている施設のみ）</p> <p>【認可外保育施設】 リトルベアインターナショナルスクール 住所：南田園 2-16-12-101 電話番号：042-539-1222</p>

その他の保育サービスの利用料金について

- 一般型の一時預かり（すみれ保育園で実施）、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター、認可外保育園等については、保育の必要性の認定（2号・3号）を受けた3歳から5歳のお子さんを対象として、月額3万7,000円までの利用料が無償となります。
- 0歳から2歳児のお子さんについては、住民税非課税世帯を対象として、月額4万2,000円までの利用料が無償となります。

9

就学前障害児の発達支援について

障害のある子どもたちへの児童発達支援等についてご紹介します。

3歳から5歳までの障害のある子どもたちのための児童発達支援等の利用者負担が無償となります。各種サービスの利用手続き等は、障害福祉課にご相談ください。

サービス名	概要
児童発達支援	未就学の障害児に対して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由の障害児に対して日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障害児に対して、利用する保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
福祉型障害児入所施設	施設に入園している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
医療型障害児入所施設	施設に入園又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。

※医療型障害児入園施設には、指定発達支援医療機関（厚生労働省が指定した機関 例：国立精神・神経医療研究センター病院）を含みます。

※利用者負担以外の費用(医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの)は引き続きお支払いいただきます。

※幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記のサービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

※無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。ご利用の障害児サービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。

※上記の支援や入所施設のほかに、保育所等における医療的ケア児の受入れも行っています。利用者負担や申込み等の詳細につきましては、保育・幼稚園係へお問い合わせください。

10

施設一覧

種別	経営主体	施設名	住所	連絡先
新制度へ移行した幼稚園	学校法人 高橋文化学園	牛浜幼稚園	熊川 960	042-551-3159
	宗教法人 清岩院	清岩院幼稚園	福生 509	042-551-0341
	学校法人 聖愛学園	聖愛幼稚園	熊川 490	042-551-3928
新制度へ移行していない幼稚園	学校法人 三陽学園	福生多摩幼稚園（休園中）	福生 1276	042-551-4429
認可保育園	社会福祉法人 慈光会	東福保育園	福生 209	042-551-0734
		若葉保育園	熊川 1430	042-551-2955
		加美平保育園	加美平 4-1-1	042-551-5491
	社会福祉法人 志芳福祉会	福生杉ノ子保育園	志茂 47-3	042-551-9175
		杉ノ子第二保育園	南田園 3-4-2	042-551-9305
		杉ノ子第三保育園	熊川 373-1	042-551-8446
	社会福祉法人 高峰福祉会	弥生保育園	加美平 3-37-13	042-552-1036
		福生保育園	福生 1058-11	042-551-0152
	社会福祉法人 不動福祉会	不動の森こども園	福生 2143-11	042-551-5811
		すみれ保育園	福生 959-8	042-513-3410
		熊川保育園	熊川 597-1	042-551-0632
	社会福祉法人 清心福祉会	わらべつくし保育園	南田園 1-4-12	042-539-1551
	株式会社 つばさ	ありんこ保育園	加美平 1-17-7	042-551-2032
株式会社 藤葉	牛浜こども園	牛浜 121-4	042-552-1693	
小規模保育園	株式会社 プロケア	ちゃいれっく福生駅前保育園	東町 4-8	042-551-8823

11

保育所等の利用に関する Q&A

市に住所（住民票）がない場合でも申し込みできますか？	日本国内から市に転入予定の方は申し込みできます。申込時点で住民登録のある区市町村から申込みを締切 10 日以上前までにしてください。 ※福生市との管外保育所の利用協議を行っていない自治体もありますので、事前にお住まいの自治体の担当部署へご確認ください。
申し込みをすれば、希望の保育所等に必ず入園できますか？	入園希望のお子さんの年齢や、希望する施設の入園可能枠数、他の方の入園希望状況によって異なります。
希望していない保育所等に空きがある場合、そこに入れますか？	申込書の利用希望園に記載していない保育園への入園はできません。
出生前でも申し込みできますか？	4 月入園に限り出産予定ということで申し込みができます。なお、出生後、入園日において各園で定める受入年齢に満たない場合は入園取消となります。
産前産後期間に保育所等への入園はできますか？	出産予定月とその前後 2 か月間（多胎児の場合は、出産予定月とその前後 3 か月間）の期間限定の入園となり、期間満了後は他の保育を必要とする事由がなければ、退所していただくこととなります。
申し込み前に保育所等の見学は必要ですか？	保育方針（内容）、立地、設備、周辺環境などは各施設によって様々ですので、事前に確認されることをお勧めします。 ※「子育てするならふっさ情報サイトこふくナビ」または公式アプリ「ふくナビ」より「保育園一覧」内の保育施設紹介動画もご活用ください。
年度途中で 2 歳になれば、2 歳児の枠で利用調整しますか？	利用調整の年齢枠は、すべて年度当初 4 月 1 日時点の年齢で当てはめます。
希望月に入園できなかったのですが、再度申し込みは必要ですか？	不要です。利用調整の結果、希望月に入園できなかった場合、申込書の有効期限はその年度末の 3 月までとなります。希望園を変更したい等の場合は、変更手続きが必要となります。
申し込み順が早い方が有利になりますか？	利用調整表による指数で判断するため、申し込み順は関係ありません。
長い間入園待機している場合は優先されますか？	待機していることで優先されることはありませんが、一定の条件で、ベビシッターや認証保育所を利用している場合、加点となります。
令和元年 10 月 1 日からの無償化で、保育園、認定こども園等にかかる費用のすべてが無料になりますか？	<ul style="list-style-type: none">● 保育園等の給食にかかる費用、副食（おかず等）費については、無償化後も引き続き、保護者の負担となります。● そのほか、行事費なども、これまでどおり保護者の負担となります。● ただし、年収 360 万円未満相当世帯の子どもたちと就学前児童（幼稚園の場合は小学 3 年以下）をカウントして、第 3 子以降の子どもたちについては、副食（おかず等）費が免除されます。
現在保育所に入所していますが、病児保育やファミリー・サポート・センターなどを利用した場合、費用は無料になりますか？	病児保育やファミリー・サポート・センターなどの無償化の対象は、保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
保育を必要とする事由に該当しない場合（例：専業主婦家庭等）、どのような施設やサービスの利用が無償化の対象になりますか？	<ul style="list-style-type: none">● 3 歳から 5 歳児について、幼稚園、認定こども園（教育標準時間（4 時間）相当分）は無償化の対象となります。なお、この場合、預かり保育は無償化の対象となりません。● このほか、就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）も無償化の対象となります。（幼稚園等の無償化と併せて両方とも無償化となります。）
幼稚園と認可外保育施設等を利用している場合、両方とも無償化の対象になりますか？	保育を必要とする事由に該当した子どもの場合に限り、幼稚園及び幼稚園の預かり保育の利用料に加え、認可外保育施設等を利用する場合についても、一定の要件を満たした場合には無償化の対象となります。ただし、1 万 1,300 円が上限となります。
認可保育所や認定こども園を利用しており、さらに認可外保育施設等を利用した場合も無償化の対象になりますか？	認可外保育施設等の無償化の対象は、保育を必要とする事由に該当した場合であって「認可保育所や認定こども園を利用できていない方」とされており、無償化の対象とはなりません。
就学前の障害児の発達支援と幼稚園や認可保育所を併行通園している場合、両方とも無償化の対象になりますか？	両方とも無償化の対象となります。